

平成 2 7 年第 6 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第6回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成27年5月25日(月)午後1時32分から午後3時49分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(19名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 木村 和男	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	13番 小野 保裕
14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一	16番 鈴木 幸博
17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一	19番 大友 重善
20番 渡邊 雅光		

4 欠席委員(1名)

12番 柴山 真二

5 報告事項

- 1 使用賃借権の合意解約による通知について
- 2 利用権設定の合意解約による通知について
- 3 農用地の形状変更届出について
- 4 平成26年度美里町農業委員会事業報告について

6 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 平成27年度美里町農業委員会事業計画の設定について

第5号議案 美里町農業委員会全員協議会の設置に関する申し合わせ事項について

7 その他連絡・報告事項

- 1 平成27年5月事業報告について
- 2 平成27年6月事業予定について
- 3 その他

- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤 吉則
事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局	ただいまから、平成27年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
会長	(挨拶内容省略)
事務局	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長よりお願いいたします。
議長	それでは、これより第6回美里町農業委員会総会を開きます。
議長	本日の出席委員は19名であります。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立をしております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名いたします。 3番遊佐恭一委員、4番久道雄悦委員のお二方をお願いいたします。
議長	続きまして、4番の報告事項に入ります。 1番「使用貸借権の合意解約による通知について」、2番「利用権設定の合意解約による通知について」、3番「農用地の形状変更届出について」、事務局より一括で報告をいただきます。 その報告の前に皆様方のお手元に届いておりますが、27年5月25日提出となっておりますが、第5回美里町農業委員会総会議案(追加)の議事について、事務局より説明を最初にいただきます。
事務局	議長から報告ありましたように、追加と書かれた案件が1件ございます。 実はこれですね、先月総会の基盤法ですが、議案番号175番、東松島の方々の売買ですが、譲り渡し人が親子間の使用貸借をしていました。その使用貸借の合意解約の報告をしないうちに案件を議案として上げてしまいました。

ので、本日使用貸借の合意解約、追加という形で報告させていただきます。

事務局

報告事項、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

引き続き、報告事項、1番から3番までお願いします。

事務局

報告事項、1、2、3について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

それでは、報告事項3番農用地の形状変更届出について保全委員会で確認をしております。佐々木保全委員長より報告いただきます。

保全委員長

農地保全委員会は今月から佐藤委員、遊佐委員、渡邊会長、大友職務代理、そして私佐々木の5名、それと佐藤事務局長と菊地次長の7名により5月12日に現地調査を行いました。

番号13について、現地は福ヶ袋地区に位置しております。平成25年8月9日に、当時850平米の届け出がありましたが、今回さらに504平米の届け出がありました。使用目的は前回届け出と同様、収穫したホールクロップサイレージ等の置場として使用するため、特に問題は見当たりませんでした。

議長

以上、報告事項1番から3番まで報告をいただきました。今までのところで不明な点があれば再度説明をいたさせます。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということでございますか。よろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、報告事項の4番「平成26年度美里町農業委員会事業報告について」事務局より説明願います。

事務局

報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ただいま、報告事項の４番「平成２６年度美里町農業委員会事業報告について」報告いただきましたが、相当な会議・研修等も含め膨大な量になってございます。このことについて、質問、意見ございませんか。よろしいですか。

（はいとの声あり）

議長

それでは、以上が報告事項でございました。なければ、報告事項を終了し、５番、議事に入ります。

第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請の許可について」事務局より説明願います。

事務局

第１号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、番号２１と２２、２１の・・・・さんは・・さんのおじいさんに当たりまして、番号２２の・・・・さんは・・・・さんのお父さんに当たります。使用貸借権の設定ですので、農業者認定の絡みでの申請となりました。

なお、農地法第３条第２項各号の照らし合わせにつきましては、お手元にご覧いただけます農地法３条調書、これにより全ての農地で該当しませんが、なおかつお目通しのほどよろしくお願いします。

以上、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についての説明を終わります。

議長

それでは、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について審議に入ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

（なしとの声あり）

議長

なしということではよろしいですか。

（はいとの声あり）

議長

それでは、第１号議案について採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、原案のとおり許可といたします。

続きまして、第 2 号議案、「農用地利用集積計画書審議について」を議案といたします。事務局より説明願います。

事務局

説明に入る前に、皆様のお手元に 5 月総会の正誤表というのがあるんですけども、第 2 号議案ですね、何力所か訂正ございまして、説明に入る前に訂正箇所を説明いたします。

まず、14 ページから 20 ページですけども、ページ数ですね。議案番号につきましては、185 から 196 までなんですが、農地中間管理事業の関係です。ここは総会資料が皆様のお手元に届いたところに農地中間管理機構から連絡がありまして、公告日を 6 月 4 日にしてください。そして、その関係で期間 10 年間、実際は 10 年何力月あるんですけども、始まりの日を平成 27 年 6 月 5 日にしてくださいという連絡がございました。当初、総会資料を配付したので変更できないと言ったんですけども、農地中間管理機構も宮城県から指示があって、このようにしてくださいとなったそうでございます。

本来ならば、差しかえすればよかったんですが、余り時間がないということもありましたので、正誤表での確認といたします。

あとそれと、20 ページですけども、議案番号 197 番、ここに地目とか農振区分がありまして、田、田、青となっていますが、ここは畑、畑、白でございました。

そして、22 ページですけども、議案番号 200 番ですが、●●さんと●●●●さんに再設定と入っていましたけれども、これはお父さんでしたら再設定ですが、娘さんでしたので、厳密には新規になります。

24 ページの 205 ですけども、ここは相続人代表の方、手続の際に相続人全員からでなかったのが、最高で 5 年間、その関係で平成 37 年を 32 年 4 月 5 日、期間は 5 年間。全員でしたら 10 年で良かったんですけども、全員でなかったのが、(「4 月 5 日は」の声あり) 4 月 5 日は借人である●●●●が、この頃ほかに借りている方と終期を合わせたいということで、4 月 5 日にしてくださいという要望がありましたので、6 月 30 日ではなく、32 年 4 月 5 日です。

あと、この正誤表に載っていない部分ですけれども、２３ページですね、
●●●●さんの関係ですけれども、２０２、２０３とあるんですけれども、
自作地２６６となっておりますところ、２，６６０、ゼロ１つ足りませんでした。
こちらにゼロを追加お願いします。２３ページで、議案番号が２０２
と２０３、●●●●さん、自作地の部分、２６６となっているところ２，６
６０、ゼロが１つ足りません。どうも大変申しわけございませんでした。

事務局

第２号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございました。

それでは、第２号議案について審議に入りますが、議案番号１８５番から
２１６番のうち、議案番号１８５番から２０８番までの２４議案について審
議をいたします。質問、ご意見ございませんか。１８番高橋委員。

高橋委員

議案番号１８８なんですけれども、●●さんは認定農家だと思うんですけ
れども、何か理由があってこのように中間管理機構に出したのか、お聞きし
たいと思います。２点目は、２０２番ですね、議案番号ですね。２０３番な
んですけれども、普通の取引よりも、ちょっと高いような気がするんですけ
れども、何か買った人が計画があるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

議長

今、１８番高橋委員より、議案番号１８８番の譲り渡し人が認定農家であ
るんですけども、何か理由があるのかどうかということ。

それから、２０２番、２０３番については、対価の総額が通常よりも少し
高額である、その理由がわかれば教えてほしいという質問です。

事務局、お願いします。

事務局

１８番高橋委員の質問にお答えします。

番号１８８の●●●●さん、確かに認定農業者でございます。その次の番
号１８９の●●●●さん、ここは農地中間管理機構を通しての手続ではある
んですが、事実上の交換という流れになります。機構を通したがために交換
というそのものは出てきませんが、面積もほぼ拮抗していましたし、ほぼ同
じと見ていい。作業効率をよくするための手続ということになります。

それから、２点目の番号２０２と２０３の売買の金額が通常よりも高いと
いうご質問ですけれども、特に理由につきまして事務局は、把握をしており

ませんでした。ただ、ここを●●さんが購入することにより、今後の農業経営にプラスになるという部分しか捉えてはございません。以上でございます。

議長 202番、203番は現況畑の部分が入っていますね。その辺で……。18番高橋委員。

高橋委員 集積したいのは、わかるんですけども、隣ということと、畑もあるんですけども、その辺を含めて何か買った人に計画があるのかなと思ったんですけども、その辺何もないんですか。なければいいです。

事務局 休憩をお願いします。

議長 休憩をいたします。(14:30)

議長 再開をいたします。(14:33)

議長 202番、203番については高橋委員よろしいですね。
そのほかございませんか。14番遠見委員。

遠見委員 14番遠見です。先ほどちょっと、高橋委員のあれに似ているんですけども、188番、189番、これ中間管理機構を使って、交換とのことですが何かいい意味とかないんですか、その辺を聞きたいんですけども。

議長 通常の交換ではなくて、機構を使う意味を知りたいということですね。

遠見委員 はい。

議長 事務局わかりますか。

事務局 14番遠見委員の質問にお答えします。
188、189、事実上の交換なんですけれども、聞くところによりますと、どうも機構集積協力金の3本のうちの補助金の1本に該当するように聞いております。機構を通して事実上の交換をすることによって、双方どちらにも協力金が該当するように聞いております。

3本あるんですよね、国で用意した機構集積協力金、そのうちの集積した上でなお且つ担い手と交換という形をとれば補助金の対象になるかもしれないという話は聞いております。

交換したことによって、作付もかなりお互いメリットがあるという話も聞いておりますので、それは補助金だけではないと思います。1つは交換することによって作業効率が良くなる。

議長 14番邊見委員よろしいですか。

邊見委員 はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。
16番鈴木委員。

鈴木委員 確認なんですが、議案番号204番と205番、先ほどの正誤表の中で、32年の4月以降5年間となっているんですが、204番も同じ出し手と受け手の中で、こちらは37年の4月5日でよろしいんですか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 16番鈴木委員の質問にお答えします。
番号204と205。204につきましては、二郷字●●●●の田、●●●●氏所有のものです。
一方、205につきましては、●●●●さんの亡くなられたお父さんの名義なっていて、まだ相続していなかったそうです。本来ならば相続終わってからしたかったんですが、まだ時間がかかるということで、今回は相続人代表として手続いたしました。ゆくゆくは、相続するそうです。

議長 相続人代表ということで10年間の期間を設定出来なかったということでご理解ください。

鈴木委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案番号 185 番から 208 番の 24 議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございます。

続きまして、議案番号 209 番から 216 番の 8 議案について審議いたします。会議規則 13 条により 9 番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(14:38)

議長

再開をいたします。(14:38)

議長

議案番号 209 番から 216 までの 8 議案について審議をいたします。質問、ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということで、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、議案番号 209 番から 216 番までを採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長	ありがとうございます。全員賛成と認めます。
議長	休憩をいたします。（１４：４０）
議長	再開をいたします。（１４：４１）
議長	以上で、第２号議案「農用地利用集積計画書審議について」は、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。
議長	ここで、時間が１時間以上過ぎましたので、休憩をいたします。あの時計で５０分まで、１０分間休憩をいたします。（１４：４２）
議長	おそろいでございますので、再開をいたします。（１４：５４）
議長	第３号議案「農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について」議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。 皆さんのお手元に白黒写真がございますけれども、今説明した順序で農地法第４条申請議案番号２、桜の木があるのが議案番号２。 そして、議案番号３、この関根の●●●●の裏側ですね。今閉店になっていきますけれども、その裏側、南東側といいますか、手前に水稻が作付されておりますが、転用許可を受けた時点で作付したものは、潰すとのことでした。線は入っていませんけれども、大体●●●●の建物と電柱の間あたりが境界になります。 それから、議案番号４番は、このとおり農地でありながら竹林の状態でございます。ここを全部平らにして駐車場にするという計画でございます。 以上、３件につきまして農地保全委員会でも現地調査をしておりますので、報告のほうよろしく願います。
議長	ありがとうございます。説明が終わりました。 続きまして、佐々木農地保全委員会委員長より現地の確認調査の結果につ

いて報告いただきます。

保全委員長

番号 2 について、現地は平針地区の●●●●の田んぼの脇にあり、昭和 12 年ごろから既に保全管理状態の農地でありました。そのため申請者が神社側と協議し、参拝者のための駐車場として整備し、神社側に使用貸借することでの転用申請であります。現地は境界がはっきりしており、農地区分については第 2 種農地であり、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

番号 3 については、現地は関根地区の陸羽東線 JR 陸前谷地駅から北側約 150 メートルの●●●●の裏側に位置しております。転用目的は、一般住宅の建築であり、隣接地との境もはっきりしております。農地区分については第 3 種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号 4 について、現地は牛飼地区の小牛田農林高校の北西に位置しており、転用目的は、貸駐車場であります。面積は 4,956 平米ありますが、そのうち 980 平米を分筆して整備するもので、現地は孟宗竹が密生している雑種地でした。都市計画区域の第 1 住居地域に指定されているため、農地区分については、第 3 種農地であり、許可相当と見てきました。

議長

ありがとうございました。

それでは、3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請意見決定について」を審議いたします。ご意見、ご質問ございませんか。14 番意見委員。

意見委員

14 番意見です。

33 ページの●●さんの件ですけれども、地図を見ると、手前のところだけが申請地になっていますが、全体ではないのですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

14 番意見委員の質問にお答えします。

先ほどの写真を見ていただきたいんですけども、この写真の電柱と●●●●の間、先ほど説明はしたんですけども、大体このあたりが境界のようでした、田んぼ全部ではございません。3 分の 1 か 4 分の 1 ぐらい。この写真でいえば手前になります。電柱と●●●●の間ぐらいが分筆線になります。

	この地図に線を入れればよかったんですけども、ちょっと線を入れないでしまいました。田んぼとしては手前側になります。大体3分の1程度と思われます。
議長	14番邊見委員。
邊見委員	わかりましたけれども、これは、例えば奥の農地はどなたの名義になるんですか。このまま●●さんの名義ですか。これからどのような形で作るようになるのか教えてもらえれば。
議長	事務局、わかりますか。
事務局	事務局の知っている範囲ですけれども、手前に家を建てる、当然農地が奥のほうになるという状態になりますけれども、未確認情報ではあるんですが、●●●●の駐車場の敷地、何らかの開発行為といいますか、するような話を受けています。今の●●●●そのものの敷地を何かするという話は回り回って聞いてはおりますけれども、まだ確定ではない。 ただ、ここで手前に家を建ててしまえば、農地が奥になってしまうということですが、●●●●の敷地とこの農地の方は、所有者が同じですので、何らかの方策は立てると思います。現時点では詳しいことはわからないのが現状でございます。
邊見委員	済みません。奥の農地というのも●●さんの農地ですか。
事務局	早坂●●さんの農地です。
議長	写真の奥に樹木がありますよね、ここが●●さんの今は住んでいないんですが、自宅だったそうです。 関連で、16番鈴木委員。
鈴木（幸）委員	今の回答の中にあっただけいいんですけども、この方農家をやっている方で、田んぼは、自分で作っているのですか。それで、住宅を建てたときにこの田んぼは、どうなるのかというお話もあっただけ、気になったのですが、自分でやっている田んぼなのか、誰か別の人が作っている田んぼなのか。

もし、自分で実際やっているのであれば別に問題はないと思うんですが、この●●●●というのが259平米と理解してよろしいですか。

議長

今、2つ質問がございました。●●さんという方が自作農なのか、事業をやっている方だとは聞いておりますけれども、その確認と、それから分筆されているのかどうかとの確認ですね。

事務局お願いします。

事務局

それでは、16番鈴木委員の質問にお答えします。

今回申請の●●●●、259平米ですけれども、この農地ですね、今でこそ田んぼ1枚に見えますが、当時といいますか、畦畔はあったはずです。作業効率をよくするために取り外した可能性があると思いますし、あとはここを自分で耕作しているかどうかということですが、少なくとも農業委員会を通しての手續はしていないです。誰かに頼んでいる可能性はあると思いますけれども、委員会を通していないので、自作という扱いになるかと思っています。

●●●●という分筆したものと、恐らく4筆当時はあったものと思われるですが、作業効率をよくするために畦畔を撤去したのではないかと推測されますけれども、事務局では、その辺までのことしか確認できておりません。

議長

どうもありがとうございました。その辺、確認をしておきます。

そのほかございませんか。18番高橋委員。

高橋委員

35ページの4番ですけれども、これ見ると、980平米のあたりはどのようにする予定なのか、お聞きしたいと思います。

議長

事務局、答弁願います。

事務局

休憩をとってもらってよろしいですか。

議長

休憩をいたします。(15:10)

議長

再開します。(15:12)

議長

事務局、答弁願います。

事務局

この議案番号４番なんですけれども、面積が４，９５６平米あって、そのうちの９８０平米ですけれども、その９８０平米の駐車場にする予定の箇所にだけ竹林が繁茂しておりました。周りから見ようによっては優良農地、畑と見ることができます。その部分だけが、駐車場にしようとする箇所だけが竹が生えている。そのような計画で上がっております。

議長

そのほかございませんか。

（なしとの声あり）

議長

なしということでございますので、採決に入ってよろしいですか。

（はいとの声あり）

議長

それでは、第３号議案「農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について」賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

ありがとうございます。

全員賛成でございます。意見を付して宮城県知事に進達いたします。

それでは、続きまして第４号議案「平成２７年度美里町農業委員会事業計画の設定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

第４号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

この基本方針につきましては、宮城県農業会議の平成２７年度事業計画をもとに策定しております。内容につきましては、読んでいただいているのかなと思っております。

続きまして、次のページ。今年度重点事項、これにつきましては、基本的に２６年度と同じ内容でございます。変更または、変わっている部分ですけ

れども、2番目、農業経営基盤強化促進法に基づく中核的に担い手及び生産組織の育成という項目の(4)農地中間管理事業の業務の実施ということで、昨年度は、まだ実施されて直ぐくらいの時期の計画だったので、具体的によく把握できない中身でしたけれども、現時点におきましては、約1年間実施した中身で、みやぎ農業振興公社と町が中間管理業務の委託契約を結びます。それで、農業委員会は農地に関する業務を行っており、農地に関しての各種情報を保持していることから、実務を農業委員会でやったほうがよしということで、町長からこの業務を任務されております。それで、実質的に農業委員会でこの業務を実施しているということが現状でありまして、まだ始まって1年なので、具体的な内容につきまして、全て農業委員会で、あと農業会議、農業振興公社でスムーズにできているかということになりますと、まだ手探りの部分もございまして、今後その辺を充実、整合性をとりながら農地の集団化及び農業生産性向上を目指していくということで、この文言を入れていきます。

続きまして、3番の農業経営・生産環境の整備促進というところにつきましては、基本的には昨年と同じような内容になっております。

4番、農業委員会組織体制の整備、これにつきまして(1)ですけれども、農業委員会組織制度改革への対応、現時点で農業委員会の制度改革が国会に上程されております。5月14日ですけれども、提案理由の説明があったということでした。今後、その中身を協議、可決という流れで来ると思いますけれども、その内容とかいろんな情報、今後の取り組み方につきまして、情報を正確に把握しながら今後の美里町農業委員会の業務のあり方について対応していくということで表記しております。

以上でございます。

議長

ただいま、第4号議案について事務局より説明ございました。

質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。18番高橋委員。

高橋委員

38ページの3の(5)の税務相談対策とあるんですけれども、どの辺まで相談できますかね。今までは、税務課のことは余り話が出ていないんですけれども、どの辺まで相談できますか。

議長

事務局。

事務局	１８番高橋委員の質問に対しまして、基本的にはさわり、そういう程度につきましては、わかる範囲で事務局も対応できますけれども、詳しい内容につきましては、やはり税務課に確認、聞いてもらうという２段階の考え方で進めていければなと思っています。以上です。
議長	よろしいですか。
高橋委員	はい。
議長	そのほかございませんか。 （なしとの声あり）
議長	なければ、採決に入ってよろしいですか。
議長	（はいとの声あり）
議長	それでは、ちょっと休憩します。（１５：２１）
議長	再開をいたします。（１５：２３）
農政対策委員長	農政対策委員長より２７年度の事業計画についての検討した内容についてご報告をいただきます。 それでは、１６番鈴木から農政対策委員会の内容について報告させていただきます。 最初申しましたとおり、５月１８日、１０時から９名の委員全員と会長、代行をまぜまして１１人で会議をしました。その中での協議事項の中では、２７年度の活動計画についての具体的な取り組みということで、４点ほど話し合われました。１つは農家相談所の関係なんですが、事務局からこの頃農地関係、相談事が電話でも多いということで、年間を通した農家相談を実施してはどうかということだったのですが、ちょっと農作業の忙しい時期にそれは無理ではないかということもありまして、平年通り１１月から３月、ただし５日のみの開催ではなくて、２０日にも開催すると、１カ月に２度開催

するという決定をしております。

委員の皆様にはご負担になると思うんですけども、ぜひこれを実施していきたいと思っております。土曜日、日曜日の場合は次の日を当てるということで委員会では決定しております。

次に、農業委員の移動研修ですが、実は次の東北・北海道農政活性化フォーラムと抱き合わせで、8月27、28の1泊2日で青森市で開催される農業活性化フォーラムに参加し、次の日、田舎館村を中心とした中で、田んぼアート、そういったものを見ながら近くで研修場所を考えていただく。

それで、1泊2日で長距離になるんですが、町のバスを手配できるということですので、全員一緒に町のバスで参加するという一応お話を進めております。

もう1点、認定農業者との意見交換会、これは8月25日の総会の会議後になりますが、農協会館で担い手の意見を聞く場としての位置づけの中で開催するという事に決定しております。

次に、27年度の事業の中でではないんですが、申し合わせ事項として、次の議題に第5号議案で出ているんですが、全員協議会の設置についてということも話し合われまして、きょうの5号議案で皆さんに審議していただくことになっております。

以上が大ざっぱな説明になりますが、18日の農政対策委員会が出された皆さんからのご意見でした。以上です。

議長

ありがとうございます。

今、鈴木委員長の農政対策委員会からの報告があった農家相談日については、その他で再度皆様方にお諮りをしたいと思います。

現在は、議案の計画の設定についてを審議しておりますので、この計画についての内容についてのみ、農地対策委員会、邊見委員長より報告いただきたいと思います。

農地対策委員長

14番邊見が報告いたします。

農地対策委員会は、この前やりました農政対策委員会で話し合ったということで、農地対策からは別段、農政の方で出したものでオーケーだという形で話し合いました。

議長

ありがとうございます。

今、農政、農地対策委員長よりそれぞれ報告をいただきましたが、第4号議案についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第4号議案「平成27年度美里町農業委員会事業計画の設定について」を採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。

全員賛成でございますので、第4号議案は原案どおり決定いたします。

続きまして第5号議案「美里町農業委員会全員協議会設置に関する申し合わせ事項について」を議題いたします。事務局より説明願います。

事務局

第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

この中で説明をつけ加えさせていただきたいと思いますが、この全員協議会につきましては、あくまでも委員の中の調整の場ということでございまして、普通の総会とか決定の場ではありませんので、費用弁償の対象にはならないということで事務局では考えております。あくまでも委員の中の調整ということで。

開催につきましては、総会の日を開催するということで考えておりますので、申し添えます。以上でございます。

議長

第5号議案について、今事務局より説明をいただきました。審議に入ります。質問、ご意見ございませんか。18番高橋委員。

高橋委員

趣旨は、分かるんですけども、それでは農地法と農業委員会法との関連はどうなっていますかね。

議長	ちょっと休憩します。(15 : 33)
議長	再開いたします。(15 : 49)
議長	第5号議案「美里町農業委員会全員協議会の設置に関する申し合わせ事項について」採決に入ってよろしいですか。
	(はいとの声あり)
議長	それでは、第5号議案について賛成の方の挙手を求めます。
	(委員多数の挙手を確認)
議長	賛成多数でございますので、第5号議案は原案どおり決定いたします。
議長	これで議事の一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第 6 回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成 2 7 年 5 月 2 5 日

会 長

署名委員 3 番

署名委員 4 番

平成 2 7 年第 6 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第6回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成27年5月25日(月)午後1時32分から午後3時49分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(19名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 木村 和男	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	13番 小野 保裕
14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一	16番 鈴木 幸博
17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一	19番 大友 重善
20番 渡邊 雅光		

4 欠席委員(1名)

12番 柴山 真二

5 報告事項

- 1 使用賃借権の合意解約による通知について
- 2 利用権設定の合意解約による通知について
- 3 農用地の形状変更届出について
- 4 平成26年度美里町農業委員会事業報告について

6 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 平成27年度美里町農業委員会事業計画の設定について

第5号議案 美里町農業委員会全員協議会の設置に関する申し合わせ事項について

7 その他連絡・報告事項

- 1 平成27年5月事業報告について
- 2 平成27年6月事業予定について
- 3 その他

- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤 吉則
事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局	ただいまから、平成27年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
会長	(挨拶内容省略)
事務局	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長よりお願いいたします。
議長	それでは、これより第6回美里町農業委員会総会を開きます。
議長	本日の出席委員は19名であります。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立をしております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条1項の規定により2名を議長より指名いたします。 3番遊佐恭一委員、4番久道雄悦委員のお二方をお願いいたします。
議長	続きまして、4番の報告事項に入ります。 1番「使用貸借権の合意解約による通知について」、2番「利用権設定の合意解約による通知について」、3番「農用地の形状変更届出について」、事務局より一括で報告をいただきます。 その報告の前に皆様方のお手元に届いておりますが、27年5月25日提出となっておりますが、第5回美里町農業委員会総会議案(追加)の議事について、事務局より説明を最初にいただきます。
事務局	議長から報告ありましたように、追加と書かれた案件が1件ございます。 実はこれですね、先月総会の基盤法ですが、議案番号175番、東松島の方々の売買ですが、譲り渡し人が親子間の使用貸借をしておりました。その使用貸借の合意解約の報告をしないうちに案件を議案として上げてしまいました。

ので、本日使用貸借の合意解約、追加という形で報告させていただきます。

事務局

報告事項、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

引き続き、報告事項、1 番から 3 番までお願いします。

事務局

報告事項、1、2、3 について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

それでは、報告事項 3 番農用地の形状変更届出について保全委員会で確認をしております。佐々木保全委員長より報告いただきます。

保全委員長

農地保全委員会は今月から佐藤委員、遊佐委員、渡邊会長、大友職務代理、そして私佐々木の 5 名、それと佐藤事務局長と菊地次長の 7 名により 5 月 12 日に現地調査を行いました。

番号 13 について、現地は福ヶ袋地区に位置しております。平成 25 年 8 月 9 日に、当時 850 平米の届け出がありましたが、今回さらに 504 平米の届け出がありました。使用目的は前回届け出と同様、収穫したホールクロップサイレージ等の置場として使用するため、特に問題は見当たりませんでした。

議長

以上、報告事項 1 番から 3 番まで報告をいただきました。今までのところで不明な点があれば再度説明をいたさせます。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということでございますか。よろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、報告事項の 4 番「平成 26 年度美里町農業委員会事業報告について」事務局より説明願います。

事務局

報告事項 4 について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ただいま、報告事項の４番「平成２６年度美里町農業委員会事業報告について」報告いただきましたが、相当な会議・研修等も含め膨大な量になってございます。このことについて、質問、意見ございませんか。よろしいですか。

（はいとの声あり）

議長

それでは、以上が報告事項でございました。なければ、報告事項を終了し、５番、議事に入ります。

第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請の許可について」事務局より説明願います。

事務局

第１号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、番号２１と２２、２１の・・・・さんは・・さんのおじいさんに当たりまして、番号２２の・・・・さんは・・・・さんのお父さんに当たります。使用貸借権の設定ですので、農業者認定の絡みでの申請となりました。

なお、農地法第３条第２項各号の照らし合わせにつきましては、お手元にご覧いただけます農地法３条調書、これにより全ての農地で該当しませんが、なおかつお目通しのほどよろしくお願いします。

以上、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についての説明を終わります。

議長

それでは、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について審議に入ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

（なしとの声あり）

議長

なしということではよろしいですか。

（はいとの声あり）

議長

それでは、第１号議案について採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、原案のとおり許可といたします。

続きまして、第 2 号議案、「農用地利用集積計画書審議について」を議案といたします。事務局より説明願います。

事務局

説明に入る前に、皆様のお手元に 5 月総会の正誤表というのがあるんですけども、第 2 号議案ですね、何力所か訂正ございまして、説明に入る前に訂正箇所を説明いたします。

まず、14 ページから 20 ページですけども、ページ数ですね。議案番号につきましては、185 から 196 までなんですが、農地中間管理事業の関係です。ここは総会資料が皆様のお手元に届いたところに農地中間管理機構から連絡がありまして、公告日を 6 月 4 日にしてください。そして、その関係で期間 10 年間、実際は 10 年何力月あるんですけども、始まりの日を平成 27 年 6 月 5 日にしてくださいという連絡がございました。当初、総会資料を配付したので変更できないと言ったんですけども、農地中間管理機構も宮城県から指示があって、このようにしてくださいとなったそうでございます。

本来ならば、差しかえすればよかったんですが、余り時間がないということもありましたので、正誤表での確認といたします。

あとそれと、20 ページですけども、議案番号 197 番、ここに地目とか農振区分がありまして、田、田、青となっていますが、ここは畑、畑、白でございました。

そして、22 ページですけども、議案番号 200 番ですが、●●さんと●●●●さんに再設定と入っていましたけれども、これはお父さんでしたら再設定ですが、娘さんでしたので、厳密には新規になります。

24 ページの 205 ですけども、ここは相続人代表の方、手続の際に相続人全員からでなかったのが、最高で 5 年間、その関係で平成 37 年を 32 年 4 月 5 日、期間は 5 年間。全員でしたら 10 年で良かったんですけども、全員でなかったのが、(「4 月 5 日は」の声あり) 4 月 5 日は借人である●●●●が、この頃ほかに借りている方と終期を合わせたいということで、4 月 5 日にしてくださいという要望がありましたので、6 月 30 日ではなく、32 年 4 月 5 日です。

あと、この正誤表に載っていない部分ですけども、２３ページですね、
●●●●さんの関係ですけども、２０２、２０３とあるんですけども、
自作地２６６となっておりますところ、２，６６０、ゼロ１つ足りませんでした。
こちらにゼロを追加お願いします。２３ページで、議案番号が２０２
と２０３、●●●●さん、自作地の部分、２６６となっているところ２，６
６０、ゼロが１つ足りません。どうも大変申しわけございませんでした。

事務局

第２号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ありがとうございました。

それでは、第２号議案について審議に入りますが、議案番号１８５番から
２１６番のうち、議案番号１８５番から２０８番までの２４議案について審
議をいたします。質問、ご意見ございませんか。１８番高橋委員。

高橋委員

議案番号１８８なんですけれども、●●さんは認定農家だと思うんですけ
れども、何か理由があってこのように中間管理機構に出したのか、お聞きし
たいと思います。２点目は、２０２番ですね、議案番号ですね。２０３番な
んですけれども、普通の取引よりも、ちょっと高いような気がするんですけ
れども、何か買った人が計画があるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

議長

今、１８番高橋委員より、議案番号１８８番の譲り渡し人が認定農家であ
るんですけども、何か理由があるのかどうかということ。

それから、２０２番、２０３番については、対価の総額が通常よりも少し
高額である、その理由がわかれば教えてほしいという質問です。

事務局、お願いします。

事務局

１８番高橋委員の質問にお答えします。

番号１８８の●●●●さん、確かに認定農業者でございます。その次の番
号１８９の●●●●さん、ここは農地中間管理機構を通しての手続ではある
んですが、事実上の交換という流れになります。機構を通したがために交換
というそのものは出てきませんが、面積もほぼ拮抗していましたし、ほぼ同
じと見ていい。作業効率をよくするための手続ということになります。

それから、２点目の番号２０２と２０３の売買の金額が通常よりも高いと
いうご質問ですけども、特に理由につきまして事務局は、把握をしており

ませんでした。ただ、ここを●●さんが購入することにより、今後の農業経営にプラスになるという部分しか捉えてはございません。以上でございます。

議長 202番、203番は現況畑の部分が入っていますね。その辺で……。18番高橋委員。

高橋委員 集積したいのは、わかるんですけども、隣ということと、畑もあるんですけども、その辺を含めて何か買った人に計画があるのかなと思ったんですけども、その辺何もないんですか。なければいいです。

事務局 休憩をお願いします。

議長 休憩をいたします。(14:30)

議長 再開をいたします。(14:33)

議長 202番、203番については高橋委員よろしいですね。
そのほかございませんか。14番遠見委員。

遠見委員 14番遠見です。先ほどちょっと、高橋委員のあれに似ているんですけども、188番、189番、これ中間管理機構を使って、交換とのことですが何かいい意味とかないんですか、その辺を聞きたいんですけども。

議長 通常の交換ではなくて、機構を使う意味を知りたいということですね。

遠見委員 はい。

議長 事務局わかりますか。

事務局 14番遠見委員の質問にお答えします。
188、189、事実上の交換なんですけれども、聞くところによりますと、どうも機構集積協力金の3本のうちの補助金の1本に該当するように聞いております。機構を通して事実上の交換をすることによって、双方どちらにも協力金が該当するように聞いております。

3本あるんですよね、国で用意した機構集積協力金、そのうちの集積した上でなお且つ担い手と交換という形をとれば補助金の対象になるかもしれないという話は聞いております。

交換したことによって、作付もかなりお互いメリットがあるという話も聞いておりますので、それは補助金だけではないと思います。1つは交換することによって作業効率が良くなる。

議長 14番邊見委員よろしいですか。

邊見委員 はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。
16番鈴木委員。

鈴木委員 確認なんですが、議案番号204番と205番、先ほどの正誤表の中で、32年の4月以降5年間となっているんですが、204番も同じ出し手と受け手の中で、こちらは37年の4月5日でよろしいんですか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 16番鈴木委員の質問にお答えします。
番号204と205。204につきましては、二郷字●●●●の田、●●●●氏所有のものです。
一方、205につきましては、●●●●さんの亡くなられたお父さんの名義なっていて、まだ相続していなかったそうです。本来ならば相続終わってからしたかったんですが、まだ時間がかかるということで、今回は相続人代表として手続いたしました。ゆくゆくは、相続するそうです。

議長 相続人代表ということで10年間の期間を設定出来なかったということでご理解ください。

鈴木委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案番号 185 番から 208 番の 24 議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございます。

続きまして、議案番号 209 番から 216 番の 8 議案について審議いたします。会議規則 13 条により 9 番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(14:38)

議長

再開をいたします。(14:38)

議長

議案番号 209 番から 216 までの 8 議案について審議をいたします。質問、ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということで、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、議案番号 209 番から 216 番までを採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長	ありがとうございます。全員賛成と認めます。
議長	休憩をいたします。（１４：４０）
議長	再開をいたします。（１４：４１）
議長	以上で、第２号議案「農用地利用集積計画書審議について」は、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。
議長	ここで、時間が１時間以上過ぎましたので、休憩をいたします。あの時計で５０分まで、１０分間休憩をいたします。（１４：４２）
議長	おそろいでございますので、再開をいたします。（１４：５４）
議長	第３号議案「農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について」議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。 皆さんのお手元に白黒写真がございますけれども、今説明した順序で農地法第４条申請議案番号２、桜の木があるのが議案番号２。 そして、議案番号３、この関根の●●●●の裏側ですね。今閉店になっていきますけれども、その裏側、南東側といいますか、手前に水稻が作付されておりますが、転用許可を受けた時点で作付したものは、潰すとのことでした。線は入っていませんけれども、大体●●●●の建物と電柱の間あたりが境界になります。 それから、議案番号４番は、このとおり農地でありながら竹林の状態でございます。ここを全部平らにして駐車場にするという計画でございます。 以上、３件につきまして農地保全委員会でも現地調査をしておりますので、報告のほうよろしく願います。
議長	ありがとうございます。説明が終わりました。 続きまして、佐々木農地保全委員会委員長より現地の確認調査の結果につ

いて報告いただきます。

保全委員長

番号2について、現地は平針地区の●●●●の田んぼの脇にあり、昭和12年ごろから既に保全管理状態の農地でありました。そのため申請者が神社側と協議し、参拝者のための駐車場として整備し、神社側に使用貸借することでの転用申請であります。現地は境界がはっきりしており、農地区分については第2種農地であり、特に問題は見当たらず許可相当と見てきました。

番号3については、現地は関根地区の陸羽東線JR陸前谷地駅から北側約150メートルの●●●●の裏側に位置しております。転用目的は、一般住宅の建築であり、隣接地との境もはっきりしております。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号4について、現地は牛飼地区の小牛田農林高校の北西に位置しており、転用目的は、貸駐車場であります。面積は4,956平米ありますが、そのうち980平米を分筆して整備するもので、現地は孟宗竹が密生している雑種地でした。都市計画区域の第1住居地域に指定されているため、農地区分については、第3種農地であり、許可相当と見てきました。

議長

ありがとうございました。

それでは、3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請意見決定について」を審議いたします。ご意見、ご質問ございませんか。14番意見委員。

意見委員

14番意見です。

33ページの●●さんの件ですけれども、地図を見ると、手前のところだけが申請地になっていますが、全体ではないのですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

14番意見委員の質問にお答えします。

先ほどの写真を見ていただきたいんですけども、この写真の電柱と●●●●の間、先ほど説明はしたんですけども、大体このあたりが境界のようでした、田んぼ全部ではございません。3分の1か4分の1ぐらい。この写真でいえば手前になります。電柱と●●●●の間ぐらいが分筆線になります。

	この地図に線を入れればよかったんですけども、ちょっと線を入れないでしまいました。田んぼとしては手前側になります。大体3分の1程度と思われます。
議長	14番邊見委員。
邊見委員	わかりましたけれども、これは、例えば奥の農地はどなたの名義になるんですか。このまま●●さんの名義ですか。これからどのような形で作るようになるのか教えてもらえれば。
議長	事務局、わかりますか。
事務局	事務局の知っている範囲ですけれども、手前に家を建てる、当然農地が奥のほうになるという状態になりますけれども、未確認情報ではあるんですが、●●●●の駐車場の敷地、何らかの開発行為といいますか、するような話を受けています。今の●●●●そのものの敷地を何かするという話は回り回って聞いてはおりますけれども、まだ確定ではない。 ただ、ここで手前に家を建ててしまえば、農地が奥になってしまうということですが、●●●●の敷地とこの農地の方は、所有者が同じですので、何らかの方策は立てると思います。現時点では詳しいことはわからないのが現状でございます。
邊見委員	済みません。奥の農地というのも●●さんの農地ですか。
事務局	早坂●●さんの農地です。
議長	写真の奥に樹木がありますよね、ここが●●さんの今は住んでいないんですが、自宅だったそうです。 関連で、16番鈴木委員。
鈴木（幸）委員	今の回答の中にあっただけいいんですけども、この方農家をやっている方で、田んぼは、自分で作っているのですか。それで、住宅を建てたときにこの田んぼは、どうなるのかというお話もあっただけ、気になったのですが、自分でやっている田んぼなのか、誰か別の人が作っている田んぼなのか。

もし、自分で実際やっているのであれば別に問題はないと思うんですが、この●●●●というのが259平米と理解してよろしいですか。

議長

今、2つ質問がございました。●●さんという方が自作農なのか、事業をやっている方だとは聞いておりますけれども、その確認と、それから分筆されているのかどうかとの確認ですね。

事務局お願いします。

事務局

それでは、16番鈴木委員の質問にお答えします。

今回申請の●●●●、259平米ですけれども、この農地ですね、今でこそ田んぼ1枚に見えますが、当時と違いますか、畦畔はあったはずです。作業効率をよくするために取り外した可能性があると思いますし、あとはここを自分で耕作しているかどうかということですが、少なくとも農業委員会を通しての手続はしていないです。誰かに頼んでいる可能性はあると思いますけれども、委員会を通していないので、自作という扱いになるかと思っています。

●●●●という分筆したものと、恐らく4筆当時はあったものと思われるですが、作業効率をよくするために畦畔を撤去したのではないかと推測されますけれども、事務局では、その辺までのことしか確認できておりません。

議長

どうもありがとうございました。その辺、確認をしておきます。

そのほかございませんか。18番高橋委員。

高橋委員

35ページの4番ですけれども、これ見ると、980平米のあたりはどのようにする予定なのか、お聞きしたいと思います。

議長

事務局、答弁願います。

事務局

休憩をとってもらってよろしいですか。

議長

休憩をいたします。(15:10)

議長

再開します。(15:12)

議長

事務局、答弁願います。

事務局

この議案番号４番なんですけれども、面積が４，９５６平米あって、そのうちの９８０平米ですけれども、その９８０平米の駐車場にする予定の箇所にだけ竹林が繁茂しておりました。周りから見ようによっては優良農地、畑と見ることができます。その部分だけが、駐車場にしようとする箇所だけが竹が生えている。そのような計画で上がっております。

議長

そのほかございませんか。

（なしとの声あり）

議長

なしということでございますので、採決に入ってよろしいですか。

（はいとの声あり）

議長

それでは、第３号議案「農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について」賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

ありがとうございます。

全員賛成でございます。意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

それでは、続きまして第４号議案「平成２７年度美里町農業委員会事業計画の設定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

第４号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

この基本方針につきましては、宮城県農業会議の平成２７年度事業計画をもとに策定しております。内容につきましては、読んでいただいているのかなと思っております。

続きまして、次のページ。今年度重点事項、これにつきましては、基本的に２６年度と同じ内容でございます。変更または、変わっている部分ですけ

れども、2番目、農業経営基盤強化促進法に基づく中核的に担い手及び生産組織の育成という項目の(4)農地中間管理事業の業務の実施ということで、昨年度は、まだ実施されて直ぐくらいの時期の計画だったので、具体的によく把握できない中身でしたけれども、現時点におきましては、約1年間実施した中身で、みやぎ農業振興公社と町が中間管理業務の委託契約を結びます。それで、農業委員会は農地に関する業務を行っており、農地に関しての各種情報を保持していることから、実務を農業委員会でやったほうがよしということで、町長からこの業務を任務されております。それで、実質的に農業委員会でこの業務を実施しているということが現状でありまして、まだ始まって1年なので、具体的な内容につきまして、全て農業委員会で、あと農業会議、農業振興公社でスムーズにできているかということになりますと、まだ手探りの部分もございまして、今後その辺を充実、整合性をとりながら農地の集団化及び農業生産性向上を目指していくということで、この文言を入れていきます。

続きまして、3番の農業経営・生産環境の整備促進というところにつきましては、基本的には昨年と同じような内容になっております。

4番、農業委員会組織体制の整備、これにつきまして(1)ですけれども、農業委員会組織制度改革への対応、現時点で農業委員会の制度改革が国会に上程されております。5月14日ですけれども、提案理由の説明があったということでした。今後、その中身を協議、可決という流れで来ると思いますけれども、その内容とかいろんな情報、今後の取り組み方につきまして、情報を正確に把握しながら今後の美里町農業委員会の業務のあり方について対応していくということで表記しております。

以上でございます。

議長

ただいま、第4号議案について事務局より説明ございました。

質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。18番高橋委員。

高橋委員

38ページの3の(5)の税務相談対策とあるんですけれども、どの辺まで相談できますかね。今までは、税務課のことは余り話が出ていないんですけれども、どの辺まで相談できますか。

議長

事務局。

事務局	１８番高橋委員の質問に対しまして、基本的にはさわり、そういう程度につきましては、わかる範囲で事務局も対応できますけれども、詳しい内容につきましては、やはり税務課に確認、聞いてもらうという２段階の考え方で進めていければなと思っています。以上です。
議長	よろしいですか。
高橋委員	はい。
議長	そのほかございませんか。 （なしとの声あり）
議長	なければ、採決に入ってよろしいですか。
議長	（はいとの声あり）
議長	それでは、ちょっと休憩します。（１５：２１）
議長	再開をいたします。（１５：２３）
農政対策委員長	農政対策委員長より２７年度の事業計画についての検討した内容についてご報告をいただきます。 それでは、１６番鈴木から農政対策委員会の内容について報告させていただきます。 最初申しましたとおり、５月１８日、１０時から９名の委員全員と会長、代行をまぜまして１１人で会議をしました。その中での協議事項の中では、２７年度の活動計画についての具体的な取り組みということで、４点ほど話し合われました。１つは農家相談所の関係なんですが、事務局からこの頃農地関係、相談事が電話でも多いということで、年間を通した農家相談を実施してはどうかということだったのですが、ちょっと農作業の忙しい時期にそれは無理ではないかということもありまして、平年通り１１月から３月、ただし５日のみの開催ではなくて、２０日にも開催すると、１カ月に２度開催

するという決定をしております。

委員の皆様にはご負担になると思うんですけども、ぜひこれを実施していきたいと思っております。土曜日、日曜日の場合は次の日を当てるということで委員会では決定しております。

次に、農業委員の移動研修ですが、実は次の東北・北海道農政活性化フォーラムと抱き合わせで、8月27、28の1泊2日で青森市で開催される農業活性化フォーラムに参加し、次の日、田舎館村を中心とした中で、田んぼアート、そういったものを見ながら近くで研修場所を考えていただく。

それで、1泊2日で長距離になるんですが、町のバスを手配できるということですので、全員一緒に町のバスで参加するという一応お話を進めております。

もう1点、認定農業者との意見交換会、これは8月25日の総会の会議後になりますが、農協会館で担い手の意見を聞く場としての位置づけの中で開催するという事に決定しております。

次に、27年度の事業の中でではないんですが、申し合わせ事項として、次の議題に第5号議案で出ているんですが、全員協議会の設置についてということも話し合われまして、きょうの5号議案で皆さんに審議していただくことになっております。

以上が大ざっぱな説明になりますが、18日の農政対策委員会が出された皆さんからのご意見でした。以上です。

議長

ありがとうございます。

今、鈴木委員長の農政対策委員会からの報告があった農家相談日については、その他で再度皆様方にお諮りをしたいと思います。

現在は、議案の計画の設定についてを審議しておりますので、この計画についての内容についてのみ、農地対策委員会、邊見委員長より報告いただきたいと思います。

農地対策委員長

14番邊見が報告いたします。

農地対策委員会は、この前やりました農政対策委員会で話し合ったということで、農地対策からは別段、農政の方で出したものでオーケーだという形で話し合いました。

議長

ありがとうございます。

今、農政、農地対策委員長よりそれぞれ報告をいただきましたが、第4号議案についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第4号議案「平成27年度美里町農業委員会事業計画の設定について」を採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。

全員賛成でございますので、第4号議案は原案どおり決定いたします。

続きまして第5号議案「美里町農業委員会全員協議会設置に関する申し合わせ事項について」を議題いたします。事務局より説明願います。

事務局

第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

この中で説明をつけ加えさせていただきたいと思いますが、この全員協議会につきましては、あくまでも委員の中の調整の場ということでございまして、普通の総会とか決定の場ではありませんので、費用弁償の対象にはならないということで事務局では考えております。あくまでも委員の中の調整ということで。

開催につきましては、総会の日に開催するということで考えておりますので、申し添えます。以上でございます。

議長

第5号議案について、今事務局より説明をいただきました。審議に入ります。質問、ご意見ございませんか。18番高橋委員。

高橋委員

趣旨は、分かるんですけども、それでは農地法と農業委員会法との関連はどうなっていますかね。

議長	ちょっと休憩します。(15 : 33)
議長	再開いたします。(15 : 49)
議長	第5号議案「美里町農業委員会全員協議会の設置に関する申し合わせ事項について」採決に入ってよろしいですか。
	(はいとの声あり)
議長	それでは、第5号議案について賛成の方の挙手を求めます。
	(委員多数の挙手を確認)
議長	賛成多数でございますので、第5号議案は原案どおり決定いたします。
議長	これで議事の一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第 6 回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成 2 7 年 5 月 2 5 日

会 長

署名委員 3 番

署名委員 4 番